第二十一条第一項第九号中「第八条第九号から第十二号まで」を「プログラムであって、第八条第九号から第十二号まで」に改め、「貨物の」の下に「有する機能と同等の機能を有するもの、当該」を加え、「プログラム」を「もの」に改め、同項に次の二号を加える。

十六　技術（プログラムを除く。）であって、当該技術を用いることによってのみ、ある貨物が第八条第九号又は第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能に到達し、又はこれを超えることを可能にするもの

十七　プログラムであって、当該プログラムを用いることによってのみ、ある貨物が第八条第九号若しくは第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能に到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したもの

第二十一条第二項第十五号中「第四号から第六号まで」を「第五号、第六号」に改め、同条第三項第一号中「六ギガヘルツ以下」を「六・八ギガヘルツ以下」に改め、同項第二号中「六ギガヘルツ超」を「六・八ギガヘルツ超」に改める。

第二十二条第一項第二号中「、ホ若しくはヘ」を「若しくはホ」に、「第八号イ」を「第八号イ(一)1、(二)1若しくは(三)」に改め、「第十一号ロ」の下に「、第十一号の二イ」を加え、同条第二項第三号に次のように加える。

ホ　第九条第十一号の二に該当するものを用いることによって、磁場若しくは電場に係るデータを実時間処理するために設計したプログラム又はソースコード

第二十二条第三項第一号中「もののうち、」の下に「光学的被膜の厚さに係る」を加える。

第二十三条第二項に次の一号を加える。

三　第二十七条第三項から第五項までのいずれかに該当するプログラムの設計に係る技術（プログラムを除く。）

第二十三条第三項を削り、同条第四項第四号ハ中「ラスター型ヘッドアップディスプレイ又は」を削り、同項を同条第三項とする。

第二十五条第二項第一号を次のように改める。

一　第二十五条第三項第三号に該当する技術（プログラムを除く。）を用いたプログラムであって、第十二条に該当するものをフルオーソリティーデジタルエンジン制御するための装置に使用されるもの

第二十五条第三項第二号リを次のように改める。

リ　削除

第二十五条第三項第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「該当するもの」の下に「又はその設計のためのプログラム」を加え、同項に次の一号を加える。

四　ガスジェネレータータービン、ファンタービン、パワータービン、若しくはプロペリングノズルに係るエンジンの安定性を維持するために設計した流路の形状を可変にするための装置の設計若しくは製造に係る技術（プログラムを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの又はその設計のためのプログラム

イ　エンジンの安定性を維持する部分品の機能を発揮させるための設計に係る技術

ロ　流路の形状を可変にするための装置のための部分品であって、エンジンの安定性を維持するものの設計又は製造に係る技術

ハ　流路の形状を可変にするための装置のための制御則アルゴリズム（ソースコードを含む。）であって、エンジンの安定性を維持するものの設計に係る技術

（貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部改正）

第二条　貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号イ中「居住者」の下に「又は非居住者」を加える。

第九条第二項第三号の二中「協定」の下に「又は核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書」を加える。

（輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部改正）

第三条　輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成二十年経済産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第九号及び第十号を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告　示

○経済産業省告示第百十二号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第十四号イ及びロの規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第三百七号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物）の一部を次のように改正し、平成二十三年七月一日から施行する。

平成二十三年五月十八日

経済産業大臣　海江田万里

第二号2中「又は第十五号」を「、第十五号又は第十七号」に改める。

○経済産業省告示第百十三号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第三の三の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物（平成十三年経済産業省告示第七百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年七月一日から施行する。

平成二十三年五月十八日

経済産業大臣　海江田万里

第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、第十号から第十四号までを削り、第十五号を第八号とし、第十六号を第九号とし、第十七号中「第九条第八号イ」を「第九条第八号イ(一)1、(二)1又は(三)」に改め、同号を第十号とし、第十八号から第二十号までを七号ずつ繰り上げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　輸出令別表第一の十の項（九の二）に掲げる貨物であって、貨物等省令第九条第十一号の二イに該当するもの

第二十一号を第十五号とし、第二十二号から第二十六号までを六号ずつ繰り上げる。

○経済産業省告示第百十四号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号ハ及び第八号ハの規定に基づき、平成二十年経済産業省告示第百八十七号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハ及び第八号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合）の一部を次のように改正し、平成二十三年七月一日から施行する。

平成二十三年五月十八日

経済産業大臣　海江田万里

第九号及び第十号を削る。

○経済産業省告示第百十五号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百四十六号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物）の一部を次のように改正し、平成二十三年七月一日から施行する。

平成二十三年五月十八日

経済産業大臣　海江田万里

第一号8中「第四条第二号イ」を「貨物等省令第四条第二号イ」に改める。

第二号2及び3を削り、同号4を2とし、同号5から9までを二つずつ繰り上げる。